

表-13.2(5) 国土交通大臣意見に対する事業者の対応一覧

	国土交通大臣意見	事業者の対応
21	<p>生息地の消失に伴いビオトープや生息適地への移動を図るとしているハナサキガエル類、コガタノゲンゴロウ、サキシマヌマエビ、オカイシマキガイ、ムラクモカノコガイ、コハクカノコガイについては、段階的に移動を行うことも含め、移動先、移動時期、方法等について事前に検証を行いつつ、実施すること。また、ボックスカルバートに工事の濁水が流れ込み、ビオトープに甚大な影響を与えることがないように、濁水の管理を行うこと。これらについてはその旨を評価書に記載すること。</p>	<p>ビオトープへの移動に当たっては、ビオトープにおいて移動個体の餌生物や水質などの生息環境が、現況の生息地と同程度となっているかを事前に検証した上で、移動個体に適した移動先、移動時期、方法等に基づき移動を行うことを追記した。(p7-28、51、59)</p> <p>ビオトープには、ボックスカルバートを通じて空港西側の事業実施区域外の表流水を導く計画であり、工事区域内から発生する表流水が混ざらない構造となっているが、工事の施工にあたっては、工事による濁水がボックスカルバートに流れ込まないように適切な濁水管理を行うことを追記した。(p7-28、51、59)</p>
22	<p>今後、重要な生物が新たに確認された場合は、専門家の指導、助言を得た上で、必要な調査を実施するとともに、適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>今後、重要な生物が新たに確認された場合は、専門家の指導・助言を得た上で、必要な調査を実施し、適切な措置を講じること。追記した。(p8-2、4、7、14)</p>
23	<p>空港管理用車両及び作業用の車両について、二酸化炭素の排出の少ない車両の導入に努めること。また、空港利用事業者等に対して、航空貨物取扱自動車等関連車両に二酸化炭素の排出の少ない車両の導入に努めること、地上動力支援施設(GPU)の設置に努めること等を要請すること。</p>	<p>空港管理用車両及び作業用の車両については、二酸化炭素の排出の少ない車両の導入に努め、また、空港利用事業者等に対しては、航空貨物取扱自動車等関連車両に二酸化炭素の排出の少ない車両の導入や地上動力支援施設(GPU)の設置に努めること等を要請することを追記した。(p7-73)</p>
24	<p>今後、環境影響評価の前提となった飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。</p>	<p>今後、予測の前提としている飛行経路等に変更があり航空機騒音による影響が拡大することが懸念される場合には、必要に応じて、環境への影響を改めて予測、評価し、所要の措置を講じること。追記した。(p6-1-48)</p>